

中国における現地情報

2023 年 2 月 15 日

株式会社フェアコンサルティング

上原 行雲

増値税小規模納税者に関する増値税減免政策に関する公告

国家税務総局は 2023 年 1 月 9 日、「増値税小規模納税者に関する増値税減免政策に関する公告（国家税務総局公告 2023 年第 1 号。以下、第 1 号公告）」を公表しました。増値税小規模納税者に関する増値税減免政策は、2022 年 3 月に公表されていた国家税務総局公告 2022 年第 6 号の公告（以下、第 6 号公告）がありましたが、今回の公告は 2022 年の第 6 号公告と比較して減免対象が縮小された政策となっています。第 1 号公告の主な内容と、第 6 号公告からの変更点は以下のとおりです。

<第 1 号公告（抜粋）>

- 一、増値税小規模納税者（以下、小規模納税者と略称する）が増値税課税販売行為を行い、月間合計売上高が 10 万人民元（1 四半期を 1 納税期間とする場合、四半期売上高が 30 万元を超えていない場合、以下同じ）を超えていない場合、増値税を免除する。
小規模納税者が増値税課税販売行為を行い、合計月売上高が 10 万元を超えたが、当期に発生した不動産の販売売上高を差し引いて 10 万元を超えていない場合、その他の販売貨物、労務、サービス、無形資産が取得した売上高は増値税を免除する。
- 二、増値税差額課税政策の小規模納税者¹は、差額後の売上高で 1 号公告第 1 条に規定された増値税免除政策を享受できるかどうかを判定する。
- 八、固定期限に基づいて納税する小規模納税者は 1 ヶ月または 1 四半期を納税期限とすることを選択することができ、選択したあとは 1 会計年度内に変更してはならない。
- 九、現行の規定に従って増値税の税金を源泉徴収しなければならない小規模納税者は、源泉徴収地で実現した月売上高が 10 万元を超えていない場合、当期に税金を源泉徴収する必要はない。源泉徴収地で実現した月売上高が 10 万元を超えた場合、3% 源泉徴収率の源泉徴収増値税項目を適用し、1%源泉徴収率に基づいて源泉徴収増値税を減税する。

1 労務派遣サービスや旅行サービス、航空運輸企業など一定の業種において適用される課税方式。売上販売金額から関連するコストをマイナスすることによって純売上金額が計算される。

<第1号公告と第6号公告の比較>

増値税	2022年第6号公告	2023年第1号公告
免税対象 及び条件	増値税小規模納税者の徴収率3%が適用される課税販売収入のすべて	月間合計売上高が10万人民元以下、かつ四半期売上合計額が30万人民元以下
減税期間 及び税率	2022年1月1日～3月31日：1% 2022年4月1日～12月31日：免除	2023年1月1日～12月31日：1%

第1号公告により、零細中小企業及び個人事業主に対する増値税優遇政策は継続されることとなりましたが、昨年と比較すると要件が少し厳しくなっています。コロナ関連政策で減少した税収を取り戻す為に、その他の優遇政策の内容も状況に応じて変化することが予想されます。

<連載コラム>

中国なんくるないさ～通信 No. 21

最近、中国から撤退する日系企業の話を目にするのが多くなった気がします。他国の紛争問題やゼロコロナ政策などの地政学的リスク、中国国内の原材料調達価格や人件費の高騰など様々な要因があると思いますが、中国経済が全体として好調な雰囲気ではないと感じられます。

今回は、中国からの撤退を検討する際に必ず検討が必要となる経済補償金について触れたいと思います。経済補償金とは、労働契約を解除又は終了する場合に、一定の条件の下で使用者から労働者に支払う経済的な補償金です。法令上定められる経済補償金は、直近12ヶ月の所得（月給、手当、賞与等を含む）を12で割った金額を1ヶ月分とし労働者が使用者の勤務年数が満1年ごとに1ヶ月分を基準として労働者に支払います。勤務期間については、6ヶ月以上で1年に満たない場合は1年として計算し、6ヶ月に満たない場合は、労働者に賃金の半月分の経済補償金を支払います。この法令上の経済補償金の支給月数をNとし、会社は従業員との紛争を避け撤退をスムーズに進めるために、Nに1～2ヶ月分の賃金を足したN+1やN+2を最終的な合意金額とすることが少なくありません。

ちょうど1年前の今頃、ある日系企業（以下、A社）の経済補償金で中国ビジネス関係者でとても話題となりました。A社はN+1を基礎として、特別慰労金と就業支援金、更には2022年賞与と春節お年玉まで支給しました。長期間働いていた一部従業員の支給額は2N以上となり、150万元（現在のレートで約2,900万円）を受け取ったとも言われています。A社は従業員や従業員の親戚家族、地元中国人からはとても感謝されましたが、その他日系企業にとっては相場と比較して異常に高い基準の実例を作ってしまったため、A社の行動には賛否両論がありました。

経済補償金は退職金と異なり、きちんと計算方法が制度化されたうえで支払われる性

質ではないため、中国人との直接交渉が必要となることが多いです。そのため、事前に法令や実務上の取り扱いをベースに持っておきつつ、従業員との関係性を良好にしておくことが重要なポイントとなります。

フェアコンサルティング中国
(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：栗村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：栗村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成华区双慶路 10 号 華潤大厦 32 層 3201 室 電話：+86-28-6287-7518 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com
広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com